

協議会の概要について

1. 協議会の位置付け等

(位置付け)

- 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり
条例第 25 条に基づく協議会
- 障害者差別解消法施行後は、法第 17 条に規定する「障害者差別解消支援
地域協議会」としての位置付けも兼ねる。

(目的等)

- 障害者からの相談を受ける機関その他関係団体による連絡会議
- 各機関への相談内容をはじめとする障害者の権利擁護に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じ、共生社会推進に関する協議を行う。

2. 協議会の構成

区分	委員
学識経験者 (3)	・加藤博史 龍谷大学名誉教授 (障害者福祉) ・武田康晴 華頂短期大学教授 (社会福祉) ・上田達子 同志社大学教授 (労働法)
国の関係機関 (3)	・京都法務局 ・京都労働局 ・近畿運輸局 (京都運輸支局)
市町村 (3)	・京都市 ・市長会 ・町村会
事業者・職能団体 (9)	・京都商工会議所 ・京都府商工会連合会 ・京都経営者協会 ・京都府医師会 ・京都精神科病院協会 ・京都府看護協会 ・京都府高齢・障害者雇用支援協会 ・京都府社会福祉法人経営者協議会 ・京都障害者スポーツ振興会
当事者団体 (3)	・京都府身体障害者団体連合会 ・京都障害児者親の会協議会 ・京都精神保健福祉推進家族会連合会
府 (2)	・教育庁指導部特別支援教育課 ・健康福祉部障害者支援課

事務局：障害者支援課（商工労働観光部、教育委員会等、必要に応じ関係部局の協力を得る。）

3. その他

- 初回会議を平成 27 年 12 月 11 日(金)に開催
- 関係機関が情報共有を図る場として、以後定期的に開催（年 1～2 回）

○京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会 づくり条例（平成 26 年京都府条例第 20 号）（抄）

（京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会）

第 25 条 府は、共生社会推進施策を効果的かつ円滑に行うため、府、府民、事業者、市町村等、学識経験を有する者等で構成される京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講じるものとする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）（抄）

（障害者差別解消支援地域協議会）

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。（1）特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特

定非営利活動法人その他の団体

（2）学識経験者

（3）その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第 18 条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2・3 略

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 略

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり
推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 共生社会（全ての府民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。以下同じ。）を推進するための施策を効果的かつ円滑に行うため、京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例（平成26年京都府条例第20号）第25条に規定する京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の会議においては、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者の権利利益の擁護に関すること。
- (2) その他共生社会の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、知事が必要と認めるときは、協議会の会議にこれら以外の者を出席させて意見を述べさせることができる。

- (1) 別紙に掲げる団体・機関等
- (2) 前号に掲げる団体・機関等のほか、知事が適当と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、協議会を構成する者（以下「構成員」という。）の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の議事を運営する。
- 3 会長に事故があるときは、構成員の互選によりあらかじめ定めた構成員が、その職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会の会議は、知事が招集し、会長が議長となる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月26日から施行する。

別紙

法務省京都地方法務局
厚生労働省京都労働局
国土交通省近畿運輸局

京都商工会議所
京都府商工会連合会
京都経営者協会

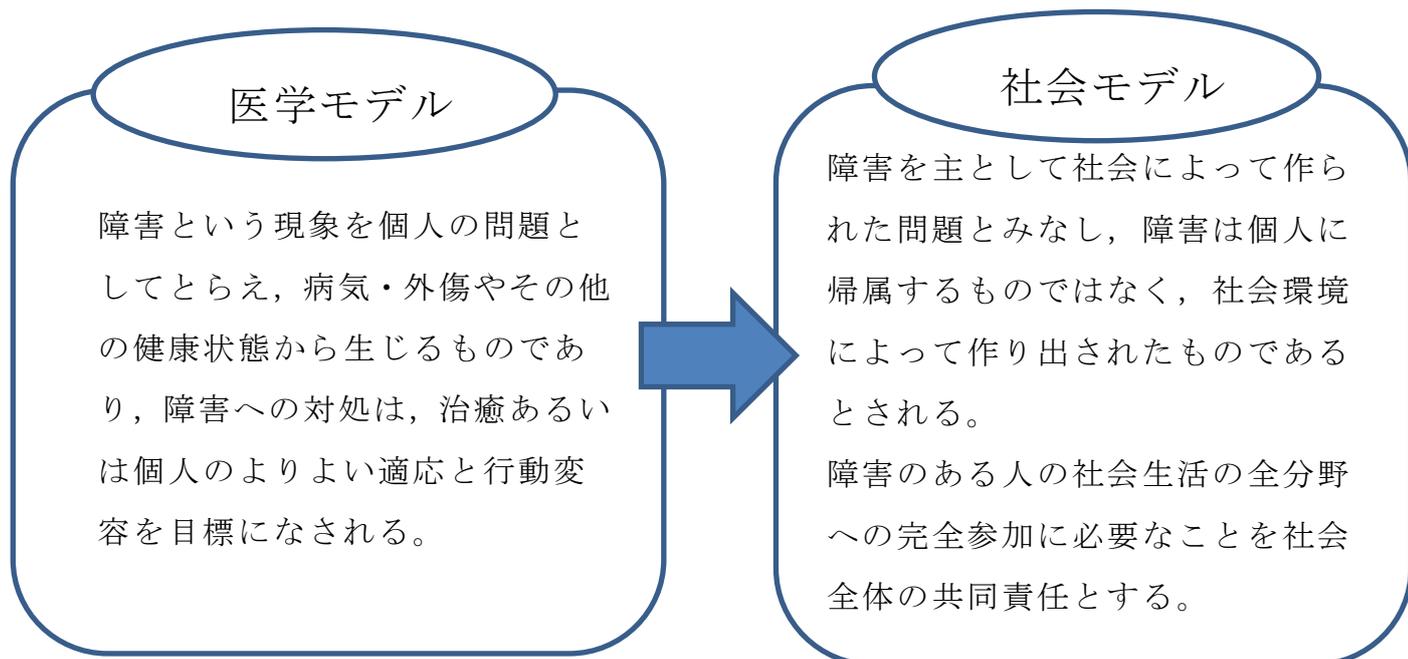
一般社団法人京都府身体障害者団体連合会
京都障害児者親の会協議会
公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会

一般社団法人京都府医師会
一般社団法人京都精神科病院協会
公益社団法人京都府看護協会
京都府高齢・障害者雇用支援協会
京都府社会福祉法人経営者協議会
一般社団法人京都障害者スポーツ振興会

京都府市長会
京都府町村会
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

京都府教育庁指導部特別支援教育課
京都府健康福祉部障害者支援課

○障害者権利条約の考え方



○不利益取扱い

京都府	禁止 (不利益取扱いが禁止されます。)
事業者	

- 条例では、障害のある人を、合理的な理由なく、障害のない人より不利に扱うことにより、障害のある人の権利利益を侵害することを禁止

○合理的配慮

京都府	義務 (合理的配慮を行わなければなりません。)
事業者	努力義務 (合理的配慮を行うよう努めなければなりません。)

- 社会的障壁（バリア）をなくしていくための配慮について、それを行うための負担が重すぎることにならない（加重な負担にならない）範囲で提供
- 社会的障壁（バリア）の除去を必要とする障害のある人に対する個別の対応であり、障害のある人から意思の表明がある場合に、双方の建設的対話を通じて相互理解の中で提供されるべきもの

※社会的障壁（バリア）・・・障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの